

「鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会」  
第1回幹事会 出席者名簿

幹事(9名)

(五十音順, 敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
ありま かつまさ 有馬 勝正	(一社)鹿児島市商店街連盟 会長	
かわばた たかのり 川畑 孝則	鹿児島商工会議所 副会頭	
きかた じゅんね 木方 十根	鹿児島大学 工学部長	
ごうばら しげき 郷原 茂樹	環錦江湾ネットワーク 代表	
たちばなき かつろう 橘木 克朗	鹿児島港運協会 事務局長	
けんみざき はるひさ 検見崎 治久	鹿児島経済同友会 事務局長	
やまなか こうへい 山中 浩平	鹿児島市 建設局 都市計画部 都市計画課長	
ひらた いさお 平田 勇夫	鹿児島県旅客船協会 事務局長	
もり まさのり 森 正則	(株)日本政策投資銀行南九州支店長	

## 鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会設置要綱

### (名称)

第1条 この委員会は、鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、鹿児島港本港区エリア一帯の利活用について、スポーツ・コンベンションセンターの基本構想や港湾としての機能を踏まえつつ、県全体に経済効果を波及させていくという視点を念頭に置いて、グランドデザインの開発コンセプトに基づき、同エリアの利活用の全体像の検討を行うことを目的とする。

### (委員)

第3条 委員会は、知事が委嘱した委員で構成する。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選で選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総括する。
- 3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長代理としてその職務を代行する。

### (委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (幹事会)

第6条 委員会の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、知事が委嘱した幹事で構成する。ただし、委員が幹事を兼ねることを妨げない。
- 3 幹事会に座長を置き、座長は、委員長代理が務める。
- 4 座長は、幹事会を代表し、幹事会の会務を総括する。
- 5 幹事会の会議は、座長が招集する。
- 6 座長は、幹事会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 7 座長は、必要があるときは、幹事以外の者の出席を求めることができる。

(委員会及び幹事会の会議の公開)

第7条 委員会及び幹事会の会議は、公開とする。ただし、委員会で協議の上、非公開とすることができる。

(委員会及び幹事会の事務局)

第8条 委員会及び幹事会の事務局は、鹿児島県土木部港湾空港課本港区まちづくり推進室に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるものほか、委員会と幹事会の運営に関し必要な事項はそれぞれ、委員会については委員長が、幹事会については座長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月9日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員会設置後の最初の委員会の会議は、知事が招集することができる。